

<b>訴 状</b>			
<b>精神的損害賠償請求 事件</b>			
訴訟による審理及び裁判を求める。 (本年 4 回目)		岐阜簡易裁判所 御中 平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日	
原告	住 所	〒502-0916 岐阜県岐阜市西中島 丁目 番 号	
	氏 名	○ ○ ○ ○	
	Tel 058-215- 携帯 080- - Fax 058-215-		
	送達場所等 の届出	下記その他の場所 (原告との関係: 事務所) 〒502-0916 岐阜県岐阜市西中島 3 丁目 2 - 9 受取人 (氏名 ○○○○ 原告との関係 本人)	
被告	住 所	〒 ○○県○○市□□町 番地	
	氏 名	△△ △	
	携帯 080- -		
添付書類		(受付印)	
甲第 1 号証から甲第 6 号証の各写し			
訴訟物の価格	3 0, 0 0 0 円		
収入印紙	1 0 0 0 円		係 印
郵便切手	6 4 5 0 円		

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、次の金員を支払え。  
金 30,000円  
上記金員に対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで  
年 5パーセントの割合による遅延損害金
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

- 1 被告は、IS09001、IS014001およびOHSAS18001等のマネジメントシステム認証業を営む会社（〇〇□□）の代表取締役である。
- 2 平成27年8月7日と平成28年10月31日に被告と原告は、マネジメントシステムを審査するため、審査チームを組み、株式会社□□と株式会社△△に出向いた。このとき、被告は主任審査員、原告は審査員であった。  
これらの審査は、IS09001、IS014001およびOHSAS18001の3規格であったが、いずれの規格においても「技術的要素を審査する場合には、別途『技術専門家』を同席させて行うか、もしくは主任審査員や審査員が技術的要素を審査する能力がある場合は、それらが兼務してもよい。」と規定されている。
- 3 被告は、事務系の大学を卒業し、(株)〇〇に入社し、その後、平成15年に☆☆の設立に係わり、25年に代表となった。  
被告は、英語が堪能で優秀であることから、マネジメントシステム認証業務の総責任者として、業務に当たってきた。  
しかし、建設業での土木工事や管工事の経験は、皆無であり、特に現場作業における安全管理については、素人同然であった。また、当然、技術や安全に関わる資格も保有していなかった。  
一方、原告は、土木工事に30年、うち道路下埋設物工事の設計や施工管理に20年携わってきた。また、これらに必要な資格として、1級土木施工管理士、1級管工事施工管理士、技術士（建設部門：道路、施工計画）、酸素欠乏作業主任者および労働安全コンサルタントの資格を保有しており、建設工事およびその安全管理に対して十分な技術と能力がある。
- 4 原告は、平成27年8月7日の株式会社□□の審査において、2つの不適合、もしくは放置すると不適合に発展する問題を検出した。これを審査チームミーティングの際に被告に通知・提言したが、適切な回答もなく、無視され、審査報告書に反映されなかった。

(1) 安全会議の議事録の信憑性

原告は、議事録の内容について「3か月に1回実施されている安全会議の開始・終了時刻および出席者が各回ともまったく同じであり、現実性がない。開始時刻や出席者が変わることが普通である。これは明らかに実施時ではなく、後からワープロの日付を修正しコピーして作ったものだ。」と提言した。

これに対して、被告は「証拠がない。従って、『不適合』ではない。」と回答した。このため、原告は「タイムカードや出社日報等によって、確認が可能であり、裏は取れる。」と提言した。

しかし、被告はその時、無言となり、原告の提言を無視し、他の一般的な推奨事項のみを審査報告書に記載した。

(2) 酸素欠乏危険箇所への立ち入りの安全確保

受審会社は、道路舗装工事の実施時には、下水やN T Tのマンホールの金蓋の高さの調整が必要となり、マンホールの金蓋を開放しなければ出来ない。

このため、原告は金蓋開閉時には「①酸素濃度および硫化水素濃度を測定機器によって測定しているか、②また、測定機器を保有しているか、③酸素欠乏症等防止規則が『法的及びその他の要求事項』に登録されているか」を確認したが、いずれも実施した実績や記録はなかった。

そこで、上記(1)と同様に被告にこのことを報告するとともに「明らかに『不適合』であることから、『不適合』が解消された後に認証を継続すべきである。」と提言した。

しかし、それを無視し、「不適合は検出されませんでしたので、主任審査員は、認証の継続を□□判定委員会に上申いたします。」との審査報告書をまとめた。(ここで□□判定委員会とは、△△にある□□本社を指す。)

5 原告は、非常に不満があったため、この件について、他の審査員に相談した。結果、「他の審査機関では、『不適合』としてまとめるが、□□さんはそれを『不適合』としない。これが□□さんのやり方だ。」と言われた。

6 原告は、平成28年10月31日に再び、被告と審査チームを組み、株式会社△△の審査を実施した。

このときも污水管渠工事においてマンホールの設置工事および既設マンホールへの污水管接続工事があり、酸素欠乏および硫化水素発生の危険作業があったが、被告は原告が指摘した『不適合』を無視した。

加えて、前回から疑問に思っていた「『技術専門家』は被告ではなく、原告であること」を提言したところ、被告は、名誉毀損・侮辱する内容を回答した。

(1) マンホール新設および既設マンホール接続工事の安全管理

酸素欠乏および硫化水素残存の危険箇所については、酸素欠乏等防止規則によって前もって酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下であることを測定器によって測定し、入孔時は常時換気することが義務づけられている。

しかし、受審会社はその対応をしておらず、この人命に係わる大きな問題を

放置しており、見過ごすことはできない。また、OHSAS18001の規格上も多数の『不適合』となるため、改善を勧告すべきであった。

#### 【人命への影響問題】

酸素欠乏症等防止規則では、前述したように危険箇所での酸素濃度が18%以上であることを規定している。もし、仮に酸素濃度が12%以下となると筋力が低下し、脱出困難となる。また、10%以下となると意識不明となり、その場に倒れることとなる。

このため、酸素濃度測定の実施（測定器の手配）、換気装置の使用および空気呼吸器の使用が必ず必要となる。

#### 【OHSAS18001での問題（不適合）】

- 1) 規格4.3.1項『危険源の特定、リスクアセスメント及び管理策の決定』では、「組織は、危険源の継続的特定、リスクアセスメント及び必要な管理策の決定の手順を確立し、実施し、維持しなければならない。危険源の特定及びリスクアセスメントの手順は、次の事項を考慮しなければならない。e) 組織の管理下にある作業に関連する活動によって職場近辺に生じる危険源」と規定されており、酸素欠乏等危険作業について危険源の特定とリスクアセスメントを実施しなければならないが、それを実施していなかった。
- 2) 規格4.3.1項『法的及びその他の要求事項』では、「組織は、適用可能な法的その他のOH&S要求事項を特定かつ参照する手順を確立し、実施し、維持しなければならない。組織は、そのOH&Sマネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、これらの適用すべき法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を確実に考慮しなければならない。組織は、この情報を常に最新のものにしておかなければならない。組織は、法的及びその他の要求事項に関連する情報を、組織の管理下で働く人及びその他の関連する利害関係者に周知しなければならない。」と規定されており、酸素欠乏等防止規則を法的要求事項として取り上げ、それ情報を作業員に周知しなければならないが、それを実施していなかった。
- 3) 規格4.5.1項『パフォーマンスの測定及び監視』では、「組織は、OH&Sパフォーマンスを定常的に監視及び測定するための手順を確立し、実施し、維持しなければならない。この手順には、次の事項を含めなければならない。e) 疾病、発生事象（事故、ニアミスなどを含む）、及びその他のOH&Sパフォーマンスの経時的証拠までを監視する事後の実績指標 もし、機器がパフォーマンスの監視のために又は測定のために必要なら、組織は、適宜、機器の構成及び保持の手順を確立し、維持しなければならない。構成及び保守活動並びに結果の記録は、保持しなければならない。」と規定されており、酸素濃度測定器および硫化水素濃度測定器による測定手順を確立し、その校正も実施しなければならないが、その実績はなかった。

(2) 不適合に対する意見の相違および技術専門家の役割について

原告は、審査チームミーティングに場において、上記(1)の件について、人命に係わる大きな問題であり、かつ不適合が3つも存在していることから、被告に対し、「認証を継続するのではなく、『不適合』として改善を勧告すべきだ。」と提言した。しかし、「その必要はない。」と回答してきた。

このため、原告は、酸素欠乏等危険箇所でも過去に死亡災害が発生した事例を説明するなど、安全管理の重要性について説明した。また、酸素欠乏等防止規則の内容についても詳しく説明し、理解が得られるよう説得したが、被告は聞き入れなかった。

そこで、原告は、「貴方は、現場の安全管理に対する経験や実績がない。また、建設工事や安全に関する資格も保有していない。このため、『技術専門家』は、貴方ではなく、私なので、『技術専門家』として検出した『不適合』は、重要であり、受審会社に対し、認証の継続をせず勧告すべきではないか。」と提言した。

それに対して、被告は、「下っ端が何を言うか。審査リーダーの言うことを聞け。」また、「俺は、過去に2人の審査員を首にしている。」と脅すような発言をした。(原告が把握しているところでは、そのうち1人は愛知県在住の『I』審査員であるが、被告は「平成29年(少コ)第33号」での証拠「甲第2号証」と同様な「契約解除通告書」を「I」審査員に送付し、これにより、「I」審査員は、首となった。)

やり取りは、以上の内容であったが、時間の制限もあったため、やむなく主任審査員である被告に審査報告書の作成を任せた。

7 精神的損害に対する賠償の請求および工事発注者への通告要請

前述したように被告は、主任審査員および〇〇□□の代表の地位を利用し、原告が不適合として検出した事実や改善の提言内容をもみ消した。

これにより、原告は、原告に与えられた『審査員』として権利を侵害され、精神的損害を被った。

また、加えて被告が「過去に『I審査員』をはじめとして審査員を首にしたことを自慢げに話した。」ことで原告の提言を黙らせたことや「原告を『技術的専門家』として認めなかった。」ことで、原告を侮辱し、名誉を傷つけた。

これらにより、原告は、大きな精神的な苦痛を被ったため、その損害として、30,000円を請求する。

さらに、受審会社の『不適合』の内容は、人命に係わる重要問題であるため、発注者である〇〇市および□□市に通告するとともに、マネジメントシステムの認証・取得を推進している上部機関の〇〇県に対してもその内容について情報を通告することを求める。